

## 議案第 75 号

### 財産の貸付について

下記のとおり財産を貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 30 日提出

岩倉市長 久保田 桂朗

### 記

#### 1 貸付をする財産

##### (1) 建物

ア 旧岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家

所在地 岩倉市川井町江崎 3819 番地 1

構造 鉄筋コンクリート造 3 階建

延床面積 978.288 m<sup>2</sup>

イ 旧岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家自転車駐車場

所在地 岩倉市川井町江崎 3819 番地 1

構造 鉄骨造平屋建

延床面積 56.00 m<sup>2</sup>

##### (2) 土地

所在地 岩倉市川井町江崎 3819 番 1 外 3 筆

敷地面積 3,350.54 m<sup>2</sup>

2 貸付価格 無償

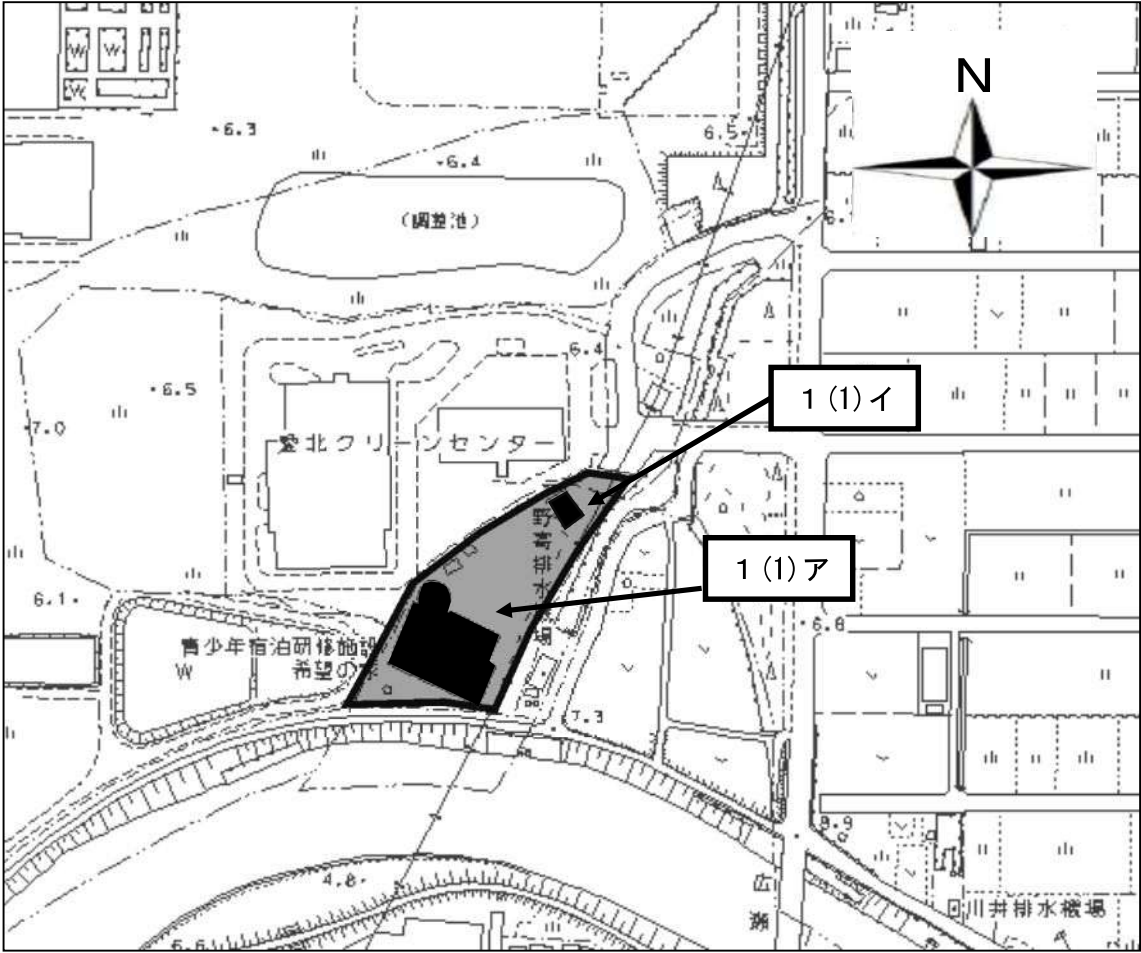
3 貸付の相手方 愛知県江南市木賀町大門 23 番地

愛知県江南警察署 署長 鈴木 健

4 貸付期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの  
うち、訓練で使用する日

5 貸付理由 愛知県警察による各種訓練で使用するため。

位置図



1 : 2 , 5 0 0

| 凡例                                                                                  |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|  | 貸付をする土地 |
|  | 貸付をする建物 |